



千労発基0513第7号
令和6年5月13日

独立行政法人労働者健康安全機構
千葉県産業保健総合支援センター
所長 殿

千葉県労働局長
(公印省略)

「労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件」の告示等について

労働安全衛生行政の運営につきましては、平素より格段の御理解、御協力をいただきお礼申し上げます。

今般、「労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件」(令和6年厚生労働省告示第196号)が令和6年5月8日に告示され、令和7年10月1日から適用することとされたところです。その改正の内容等については、下記のとおりですので、傘下団体・企業に対する周知等について、特段の御配慮をお願いいたします。

記

第1 改正の概要等

1 制定の趣旨

労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準(令和5年厚生労働省告示第177号。以下「濃度基準告示」といいます。)に規定される、労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物として、新たにアクリル酸等112物質を定めるとともに、厚生労働大臣が定める濃度の基準(以下「濃度基準値」といいます。)を厚生労働大臣が定める物の種類に応じて定める等の改正を行ったものです。

なお、これらの物の種類及び濃度基準値の一覧は別添のとおりです。

- 2 適用期日
令和7年10月1日

第2 細部事項

1 ジクロロベンゼン

パラジクロロベンゼンの濃度基準値については、令和7年4月1日施行のリスクアセスメント対象物としての名称変更を踏まえて削除すると共に、新たにジクロロベンゼン（パラジクロロベンゼンに限る。）として定めたものです。

2 異性体の濃度基準値

フェニレンジアミン（パラフェニレンジアミン及びメターフェニレンジアミンに限る。）及びペンタン（ノルマルペンタン及び2-メチルブタンに限る。）については、複数の異性体それぞれに濃度基準値が定められていることから、これらの異性体が混在する場合、定められた異性体ごとに濃度基準値が適用されます。

3 その他

濃度基準値等の細部事項については、「労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の適用について」（令和5年4月27日付け基発0427第1号）第2において示しているとおりです。